

<休会制度についてのご案内>

## 特別休会制度の延長（2022年3月末まで）と 2022年4月以降の休会制度についてのご案内

当センターでは、2021年12月末まで、“特別休会”制度（休会費無料）を設けさせて頂いておりますが、現在のコロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、今後も引き続き安心・安全にご利用頂けるよう

以下のとおり特別休会制度を延長することいたしました。

休会延長及び休会を希望される方につきましては、お手続きが必要となりますので以下手順においてお手続きをお願いいたします。

また、少しでもご心配な方は無理をせず、特別休会制度をご利用いただけますようよろしくお願い申し上げます。

### 特別休会制度<延長> : 2022年3月末まで延長

<延長期間> : 2022年3月末まで

<対象区分> : 全区分（ベビー教室、幼児小学生教室、選手クラス、中学生教室、フィットネス会員）

<休会費> : 無料

<手続き方法> : 特別休会制度をご希望の方は、以下方法にて**当月15日までに**手続きをお願いします。

※期限を過ぎてのお手続きはお受けできませんのでご注意ください。

※**当月、一度も教室、練習に参加されていない方に限ります。**

①窓口 ⇒ 窓口で諸届（休会届）提出

②電話 ⇒ 『会員番号』、『氏名』、『連絡先』、『〇月～〇月まで特別休会希望』を伝えてください。

電話番号 : 03-3915-1012 ※ 2022年4月以降はお電話での手続きはできません。

③FAX ⇒ 『会員番号』、『氏名』、『連絡先』、『〇月～〇月まで特別休会希望』を明記の上、

FAXにて送信ください。（フォーマット自由）

※ FAX送信後、着信確認のお電話をくださいますようお願いいたします。

FAX : 03-3576-2271

<利用再開> : 休会終了月の翌月より自動的に利用再開となり、月会費が発生します。

### 《重要》 2022年4月以降の休会制度について

**2022年4月より無料の特別休会が終了し、『休会』に1ヶ月@3,300円の休会費が発生いたします。**

全区分(ベビー教室、幼児小学生教室、選手クラス、中学生教室、フィットネスプラザ会員)が対象です。

※ フィットネスプラザ会員様も『休会』が利用可能となります(休会費：1ヶ月@3,300円)。

但し、コロナウイルス感染症拡大に伴う『緊急事態宣言』及び、『蔓延防止等重点措置』が発令されていた場合無料の特別休会制度を再度延長する可能性があります。

<手続き方法> : 2022年4月以降の変更、休会、退会の手続き方法は『**窓口**』、『**FAX**』のみとなります。

**お電話での手続きは承れません**ので予めご承知おきください。

○ 問い合わせ先 : 東京スイミングセンター 03-3915-1012